

令和元年第2回紀の川市議会定例会 第3日

令和元年 6月10日（月曜日） 開 議 午前 9時27分
散 会 午前11時56分

◎議事日程（第3号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（22名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	5番 中 尾 太久也	6番 太 田 加寿也
7番 石 脇 順治	8番 並 松 八重	9番 中 村 まき
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之
13番 高 田 英亮	14番 室 谷 伊則	15番 森 田 幾久
16番 村 垣 正造	17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明
19番 石 井 仁	20番 杉 原 勲	21番 川 原 一泰
22番 坂 本 康隆		

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	柏 木 健 司	危機管理部長	東 山 壽 彦
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	湯 川 晃 司
会計管理者	前 川 永 治	上下水道部長	山 東 邦 彦
農業委員会事務局長	田 村 善 之	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸	選挙管理委員会書記長	碓 石 繁 幸

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	議事調査課長	片 山 享 慈
議事調査課主幹	岩 本 充 晃	議事調査課副主任	細 谷 勇 紀

（開議 午前 9時27分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第2回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、通告者のうち、石井議員から、いたわりやすく質問するため、資料配付の許可申請がありましたので、これを許可し、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

それでは、一般質問を行います。

日程第1 一般質問

○議長（坂本康隆君） はじめに、1番 門 眞一郎君の一般質問を許可いたします。

1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

私は、県のIR（インテグレートッドリゾート）、統合型リゾートの誘致方針について質問したいと思います。

和歌山県が、今IR、統合型リゾートの誘致に力を入れています。候補地は和歌山のマリーナシティです。2024年に開業を目指して、ことし3月から県下各地で説明会を開いています。このまま順調に進めば、本市の近郊にカジノができることとなります。今、全国で3カ所最初認可すると言っておりますが、大阪とあわせて和歌山がということで、今、運動をしています。

カジノは賭博場であって、これまで日本では刑法で禁止されてきました。刑法で禁止されているということはどういうことかなと思って調べてみたら、その解説の中で、賭博行為は勤労その他正統な原因によらずに、単なる偶然の事情によりまして金銭など財物を獲得しようと他人と相争うものであり、国民の社交心を助長し、勤労の美風を害するばかりでなく、副次的な犯罪を誘発し、さらには国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれがあることから、社会の風俗を害する行為として処罰することにされていると、こういった中身なんです。昨年7月にIR実施法の成立で、制限つきではありますが、民間の賭博場が解禁されるということになりました。

地域振興や経済の活性化、雇用の増大、観光客の増加など、和歌山県はさまざまな利点を上げていますが、同時にギャンブル依存症や破産リスクの増加、治安の悪化、反社会勢力の介入、マネーロンダリングのおそれ、青少年への悪影響などの不安要素も上げて、そ

の対策ものこの説明会の中で示していました。

私は、地域振興をばくちの売り上げで賄おうというこの和歌山県の発想そのものが間違っているというふうに思います。ギャンブル依存症の対策に力を注ぐよりも、IR誘致しなければ問題は発生しません。マカオのカジノでエージェントをしていた尾崎誠史という人が書いている本の中で、「カジノはお金に余裕のある人の娯楽として経済効果の高いエンターテイメントである」と、この人はカジノ肯定的に捉えているわけなんですけども、その後には、こう書いています。これはお金に余裕のある人の娯楽としてということ、その後には、「カジノから一般市民を守る必要がある」と書いています。これは、和歌山の場合だったら、日本人も入場できるようにということ、今進めているわけなんですけども、例えば、紀の川市の私たちの仲間というか同じ市民が行ったら必ずはまり込んでしまう、そういうおそれがあるということ、この専門家も一般市民を守るということが必要があると書かれています。

市民の暮らしを守っていくためにも、和歌山県にIRを誘致すべきでないということの立場で、本市に幾つか質問したいと思います。

まず、一つ目ですが、県から今回の説明会など含めて、本市に何らかの協力の要請はあったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 現在のところは、県からIRの誘致に関しましては、特に協力の要請はございません。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 続きまして、この間の4月24日の那賀振興局での説明会があったわけなんですけれども、本市からは参加されましたか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 紀の川市からは、企画部から1名参加しております。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 今、二つの回答で、現時点で本市としてIRについて何かの検討をしているのかということお伺いしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 現在のところは、IRの誘致が確定していないことから、紀の川市としましてIRに関する対策の検討は現在のところ行っておりません。

なお、県は地域振興策と掲げ、誘致に向けた取り組みを進めており、経済の活性化、雇用の増大、観光客の増加などによる地域の活性化において大きな期待ができると考えております。

先ほども門議員がおっしゃってございましたギャンブル依存症などの不安要素に対する対

策につきましても、県は現在検討していると、その説明会の中で申ししており、誘致が決定した場合には、さらに明確化・具体化されると考えております。

これらの対策におきましては、国・県において実施することが責務と考えておりますので、今後、国・県の動向を注視しながら必要な対応に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） 最初にも言いましたように、市民にとってIRができるということについては、いろいろな問題点もたくさん含まれているということで、今後紀の川市としても慎重に検討していただいて、安易に県や国の方向に決まったからということで素直に受け入れるということではないようお願いしたいと思います。

最後に、市長にお伺いしたいと思います。私が先ほど言いましたように、IR誘致して和歌山の活性化という和歌山県の政策についてどうお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 門議員の御質問にお答えをしたいと思います。

和歌山県が地域活性化を掲げて現在取り組んでおるIRの誘致については、和歌山県の発展に大きな期待ができる取り組みだと考えております。

ただ、県がやるから紀の川市は意見は出さないということではなしに、いろいろな面、メリット・デメリットあると思いますし、一番心配されるのは依存症で、大変住民・市民に大きな悪影響を与えることも考えられます。慎重に市として対応できる分については、国や県が決めたから黙って容認するということではなしに、皆さん方の意見も交えながら、意見は意見として十分頑張っていきたいと、そのように思っております。

〔門議員「質問終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、門 眞一郎君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可いたします。

19番 石井 仁君。

まず、高齢者版の「のびのびパスポート」の創設をの質問を許可いたします。

○19番（石井 仁君）（質問席） おはようございます。

議長の許可を得まして、一般質問を行います。

まず、高齢者版の「のびのびパスポート」の創設をということで質問いたします。

資料にも載せましたので見ていただければと思いますが、市内の小中学生には、「のびのびパスポート」が配られています。このパスポートがあれば、神戸市の須磨海浜水族園、また宝塚市の手塚治記念館など82の教育施設などへの入場や見学が無料となるというものです。子どもたちの健全育成と教育環境のより一層の充実、これを目的に兵庫県や大阪、徳島県、和歌山県の自治体が連携して実施されて、本市も2017年から参加して、青洲

の里春林軒がその対象施設となっているということです。

このパスポートを使って子どもをいろいろと連れて行ってあげたい、出かけていきたいと思わせる事業だと思います。私は、この仕組みを高齢期をより豊かに楽しみを持ちつつ過ごしてもらうために、高齢の方にも使えたらいいなと、高齢者版の「のびのびパスポート」があればいいなと思うわけです。

そこで、今回の質問は、高齢期を送る方にも博物館や美術館などで文化や教養を深める機会をよりつくってもらえるように、また春林軒を初めとした市内施設への来訪を促すために、現行の「のびのびパスポート」の枠組みの活用や、あるいは近隣市町村、近隣自治体との連携によって同様のパスポート的な連携の創設をしてはどうかという質問となります。

そこで、まずお尋ねするのが、子どもの分野で今使われている現状の「のびのびパスポート」に参加した目的と、その効果がどうなっているのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） それでは、石井議員の御質問にお答えいたします。

紀の川市では、子どもたちの健全育成と教育環境のより一層の充実を目的に、また紀の川市にとっては、先ほどから石井議員が御提示していただきました資料のとおり、たくさんの魅力がある施設を利用できるという取り組みと判断し、平成29年度からこの「のびのびパスポート」事業に参加しております。

平成30年度の成果といたしましては、紀の川市内の小学校1校が、神戸市の王子動物園へ校外学習として利用しているところでございます。また、紀の川市内では「のびのびパスポート」事業として利用できる施設につきましては、「青洲の里の春林軒」となっており、平成30年度には270名から280名の小学生が訪れております。

そのうち、265名は紀の川市内の学校や学年の単位などで「のびのびパスポート」を利用した実績となっておりますが、個別に「のびのびパスポート」を活用した紀の川市内の小中学生や、他市から訪れた小中学生の件数につきましては、現時点では確認できていないのが現状でございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 紀の川市としては、非常に魅力のある取り組みと判断して参加したということでした。校外学習で利用がされたり、春林軒にも市内の小学生が訪れていると、ただパスポートの活用状況というのは、市内であったり市外の状況はつかめていないということでした。

実は、ここでたくさんの小中学生、たくさんの施設が利用されていますよと、春林軒にも市外からたくさんの子どもたちが来ていますよというふうなお話が出るといいなと思っただけなんですけれども、そこは確認ができないということで、わからないままなんです

けれども。このパスポートが、非常に魅力のあるという取り組みと判断して参加しているという点は聞くことができました。その魅力を子どもだけでなく、高齢の方とも共有したいというふうに思うわけです。

この質問の発端なんですけれども、ある方から、老人クラブとか仲間うちでどこかにお出かけしようかという話になったときに、企画をするときに、余り入館料が高いところとか、なかなかいろんな方あるんで、選ぶのが難しいんよという悩みを聞いたことがありました。なので、今回この質問しているんですけれども。

そこで、現行の「のびのびパスポート」の枠組みを高齢者にも広げることで、高齢期をより豊かに楽しみを持ちつつ過ごしてもらい、きっかけであったり、その材料づくりになるのではと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 石井議員御提案の「のびのびパスポート」の枠組みを小中学生から高齢者にも広げるという取り組みについては、「のびのびパスポート」事業に参加しています紀の川市を含む神戸市や芦屋市など、連携市町の82の対象施設へ、紀の川市内の高齢の皆様が無料で利用できることとなり、新たな学習・発見の機会となることから、高齢期をより豊かに、より人生を楽しんでいただくきっかけづくりの役割を担う可能性はあると考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 高齢期をより豊かに、より人生を楽しんでいただく、そのきっかけづくりの役割を担う可能性はあるということでした。

でしたら、この枠組みを高齢者にも広げるという提案を行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） ほかの連携市町に対し、枠組み拡大の提案については、それぞれ連携市町のメリット・デメリット等の現状を把握する課程の中では、施設使用料の減収により施設管理に係る財政負担が増大したという課題が発生した自治体もあると聞いております。

よって、賛同いただくことに関しましては、ハードルが高いものであると判断しており、高齢者を含む枠組みの拡大につきましては、現在のところ難しいものと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 提案が難しいということでした。

ただ、紀の川市にとって、また紀の川市の方にとってはメリットがあるのかなと思います。子どもの数より高齢者の方の数のほうが多くなっています。また、ドル箱の施設持っている自治体からすると、入館料や利用料の無料拡大には抵抗があるというのもわかるん

ですけれども、それをこの枠組みの拡大ということで提案するということは難しいというお答えでした。

そうしましたら、それはそれで難しいということなので、近隣自治体やこの枠組みとは別で、そのほかの自治体との連携で、ここでは紀の川市を真ん中にした高齢者を含む「のびのびパスポート」的なものですね、これを呼びかけてはと思うわけです。それによって、紀の川市の施設に来てもらう人をふやすと同時に、それによって市内でめっけもん広場に寄ってもらったりとか、飲食してもらったりとか、市内での消費にはつながるのではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 近隣自治体やその他の自治体との間で、紀の川市を中心とした高齢者も含んだ「のびのびパスポート」事業の趣旨に賛同を得ることができ、事業を構築できれば紀の川市に訪れていただくことにもつながり、さらに市内での消費にもつながるものであると考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 答弁は、紀の川市版の「のびのびパスポート」の事業が構築できれば、消費拡大にもつながるという認識をお示しいただきました。

そうしましたら、春林軒だけではなくて、そのほかの文化施設や体育・教育施設も対象に広げて利用料とか入場料を無料・軽減するという、ほかの自治体との連携でさらに交流人口の増加が図れるのではないかなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 他の自治体と文化施設や体育施設の利用料や入場料について、無料化や軽減する取り組みを進めることができれば、交流人口の増加につながるのではないかと考えられます。

しかしながら、現在交流人口の増加が見込める施設につきましては、青洲の里、ハイランドパーク粉河、細野溪流キャンプ場などが考えられ、これらの施設におきましては、現在指定管理制度により運営管理を行っているため、収入源となる利用料等の無料化には施設管理者と十分な協議が必要であると考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 先ほど、二つ前ほどで聞きました消費拡大にもつながる可能性もあるし、今いただいたのは交流人口の増加にもつながるだろうということですが、市内の施設にとっては収入が減少してしまうという課題もあるということでした。

思うのは、今、紀の川市が持っている各施設という社会資源ですね、やっぱり利用がさ

れてこそものだと思います。収入の減少という課題はあるけれども、無料のパスポートがあれば施設の他自治体の方との相互利用によって、利用自体は広がるんじゃないのかな、拡大するんじゃないのかなと思います。

例えばですけれども、紀の川市にはパークゴルフ場があります。紀美野町にも、かつらぎ町にもあります。この3自治体と連携して、今月は紀の川市のパークゴルフ場が無料ですよと、どうぞ来てください。来月は、かつらぎ町が子どもと高齢者には開放しますよといったような連携もあるのかなというふうに、例えばですけども、思います。

改めてですけれども、紀の川市を真ん中にした自治体連携、この枠組みをつくっていくことについて、施設の利用促進、子どもと高齢の方がより利用しやすく、より豊かに、より人生を楽しんでいただくことにつながる、また消費拡大や交流人口の増加ということになると思うわけですけども、この枠組みの構築をしていくということについて、改めてお聞きをしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 議員御質問のとおり、近隣の自治体や他の自治体との間で、紀の川市を中心とした高齢者も含んだ「のびのびパスポート事業」が構築できれば、それぞれ連携する自治体の施設を相互に利用することが可能となり、施設の利用促進を図ることができる取り組みの方法の一つとして考えることができます。

しかしながら、先ほども申し上げました各自治体の現状や課題、また各自治体それぞれの施設に対する運営方針があるかと考えますので、紀の川市を中心とした高齢者も含んだ「のびのびパスポート事業」についての創設、呼びかけにつきましては、妥当性や有効性なども含め、また他の市町との連携も含め、十分な研究・検討が必要であると考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

〔石井議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、項目第1を終わります。

次に、「重いランドセル問題」への対応についての質問を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 「重いランドセル問題」への対応についてというテーマで質問をいたします。

小中学生の学校へのランドセルや通学かばんが重くなっているということで、「重いランドセル問題」、これが社会問題化されて、文部科学省は昨年9月に「児童生徒の携行品に係る配慮について」という事務連絡を出しました。

教科書のページ数の増加、大きさもA4サイズになったり、また上・下に分かれていたのが、1冊になるなどによってランドセルや通学かばんは重くなっているということです。

資料には、これは去年のちょうど通知が出た直後の新聞記事ですけども、紹介しておりますので参考にいただければと思います。通学時には、水筒とか体操服などラン

ドセル以外にも手に持ちながら登校することになります。学童保育に通う子は、その子によっては着がえも加わると。肩にランドセル、首から水筒、手に手提げかばんと、持って重そうに通学する姿見るわけですが、危なっかしいなというふうに思います。中学生の場合も、自転車通学の場合であれば、前かごに乗せたかばんがハンドルをとるということもあるかなというふうに思います。

本市として、楽しく安全に登校できるよう、児童・生徒の健康と安全に配慮した荷物の重さと量にする配慮が必要と考えます。

そういうことで、「重いランドセル問題」の対応についてということで質問したいと思っています。

まず、文科省の児童生徒の携行品に係る配慮については、児童・生徒の携行品が過重になることで、身体の健やかな発達に影響が生じかねないという指摘もして、工夫例を示して検討と配慮を求めています。

大きくは、本市での対応がどうなっているのかをお尋ねするんですけども、まず今の現状に対する認識をお聞きをしたいと思っています。重さと量、また健康面、登下校時の安全面でどう捉えられているのかということをお聞きしたいと思っています。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） ただいまの「重いランドセル問題」の対応ということで、まず現状の認識はという御質問にお答えしたいと思います。

授業で用いる教科書や教材、その他学校生活に必要なもので携行品が過重になり、体の健やかな発達に影響が生じかねない等への懸念や交通安全等で配慮を求める声が寄せられていることから、昨年9月、文部科学省より児童生徒の携行品に係る配慮について通知がありました。

その内容には、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課す等、家庭学習も視野に入れた指導を行うことも重要であるということ踏まえつつ、教科書やその他教材等のうち、何を持ち帰らせるか、また何を学校に置くこととするかについて保護者等と連携し、児童・生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等を考慮の上、適切な配慮を行うこととなっています。

教育委員会といたしましては、重さや量について指導するための具体的な判断基準を作成しているわけではありませんが、近年、教科書や教材が厚く、重くなっていることを認識しておりますので、特に体格の小さい児童や自転車の運転操作に悪影響を及ぼさないような配慮が必要と考えております。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 現状の認識をお尋ねをしまして、少し事務連絡、通知についても紹介をいただきながら、現状の認識としては判断基準は持っていないけれども重くなっているという認識で、子どもの体格差にもこの配慮をしていきたいという答弁

だったというふうに思います。

今度は、本市としての対応がどうなっているのかということで、実際の配慮の取り組みがどう進められているのかということをお聞きしたいと思います。

少し、自分の子どもですけれども、重さをはかってみました。小学校1年生と小学校6年生ということで、1年生はランドセルで大体3.2キロぐらいです。持った感じは大人からすると軽いなというふうに思いましたが、子どもからすると体重比で言うと大体15%ぐらいになるんですかね、大人にやるとちょっと重いなということになるのかもかもしれません。6年生は、一番重い日で8.9キロありました。これを持ったら、僕自身も重いなというふうに思いましたし、体重、今の重さを言いますと、学校保健統計ですね、出ているのを見ると、1年生の体重の平均が、男の子で21.4キロ、女の子で21キロに対して、ランドセルで3.2キロと、うちの子の場合ですけどもね。小学校6年生の場合、体重は男の子で38.2キロが平均で、女の子で39.0キロということで、ランドセルでたまたまはかったときは8.9キロということでした。どちらも体重比にして15%は超えてきているような、そんな現状が今あるのかなというふうに思っているわけです。

今の実際の紀の川市の小・中学校での配慮がどう進められているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 現時点で、管内各小・中学校におきましては、小学校は、国語・算数・理科・社会の主要4教科、中学校では、英語・国語・数学・理科・社会の主要5教科の教科書とノートは持ち帰ることとしておりますが、資料集や副読本、また音楽や図工・美術・家庭科等については、置いて帰ってもよいこととしております。

また、多くの携行品があれば、1日に集中させない措置や機会を捉えては保護者の協力を求めるなど、できる範囲の工夫に努めており、文部科学省からの通知内容に沿った運用に努めているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 今も実際の配慮の取り組みをお聞きをしました。置いていってもいいという判断もあるし、1日に集中させないということも答弁言われました。

実際、僕の子どもも、例えば図工で何か工作物があるので材料持ってきてくださいというときも、大分前から先生言ってくれて、荷物の少ないときに持たせるということが出来るんですね。あした持ってきてとか、すぐ要するというのではなくて、日をあけてくれていたりということもあります。

それから、お便りでも「持ち物について」というお便りが、これは5月の末にいただきまして、ちょっと紹介しますが、持ち物について。現在、算数ノート、国語ノート、計算のカスキル、平仮名数字ワーク、生活探検ブックは学校で預かっています。さらに、これからは道徳の教科書も学校置きにしますので、本日は持ち帰りません。金曜日ですね、持

って帰りませんよというお便りをいただいております。いろいろと配慮がされているというのが、今の状況だということはわかりました。

その上で、改めてですけれども、そもそもが学校と児童・生徒の実情で判断すべきことと思っておりますけれども、置き勉強道具ですね、置き勉強に対する教育委員会の見解はどういうものになりましようか。お聞きをしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 「置き勉強道具」に対する見解ということですが、その日その日で学校行事や学習内容等がさまざまである中で、数値的で具体的な判断基準の作成は難しいと考えますが、そのときの状況・状態を的確に判断し、文部科学省通知の基本である「置き勉強道具」の趣旨を理解し、臨機応変に効果的な措置をとっていきたいと考えています。

現在、各学校においては通知どおりの運用ができていると認識しておりますが、いま一度文部科学省通知の趣旨について周知徹底を図り、保護者等にも十分に御理解していただけるよう各学校に再度指導してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 通知に従ってということ、つまり置き勉強も現場で判断してくださいということですね。そうしていくということ、僕もそれがいいなというふうに思います。

先ほども少し部長言われましたが、体格差があるということが僕は気になっております。同じ1年生であっても、小柄な子もあれば標準体重、標準身長のお子さんもあるということで、小さなお子さんにとっては、先生方がこれで十分だろうと思ったとしても、その子にとってはとても重いと、毎日重いランドセルを背負っていくというような状況があるのかもしれないというふうに思います。

そのランドセルというかばんですね、入れ物ですね、体格に合わせて、ランドセルがもちろんいい部分もあるんですけども、リュックサックでの通学というのは認めておられるのでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） かばんにつきましては、ランドセル、リュックサック、その他いろいろと手提げかばんなど多種多様ございますが、本市においてはランドセル限定といった決まりはございません。常識の範囲内で、子どもにとっての最善で負担の小さいものを選択していただければと考えておりますので、そのことについてはいま一度学校にも周知徹底を図りたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 幾つか重ねて質問をさせていただきます、この重いランドセル問題については、文科省の通知、事務連絡に従って対応しているということでお話をお聞きをしました。基本、その線で進めてもらえてたらいいのかなというふうに

思っているんですけども、今のこの対応であったり配慮で十分なのかどうかということですね。その検証は、今後必要なのかなというふうに思います。

それは、学校現場として重ねながら対応が積み上げられて、その時点での現状になっていくのかもしれませんが、今の対応でもこれで十分ですよということではなくて、それで十分なのかどうかという検証が必要ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） ただいまの検証ということですが、昨年文部科学省から通知を受けまして、いろいろ工夫しながら注意深く見守っている中で、現時点で特に問題提起された事例はないと聞いております。

ただ、体格の小さい子どもさんやかなり負担を感じているお子さんもいるかもしれないので、今後さらに児童・生徒や保護者の生の声に寄り添って対応していきたいと思しますので、よろしくお願いします。

〔石井議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、6番 太田加寿也君の一般質問を許可いたします。

6番 太田加寿也君。

○6番（太田加寿也君）（質問席） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、今回は車より、歩行者の安全が優先される道路づくりをとということで質問をさせていただきたいと思えます。

最近、車の運転操作のミスによる悲惨な悲しい事故が相次いでいます。車を運転するドライバーとしての責任が非常に大きいのは当然です。しかしながら、道路整備の面から考えるとどうでしょうか。近辺の一般道路を観察すると、歩行者より自動車を優先した道路が余りに多くつくられてきたのではないのでしょうか。道路は重要です。しかし、歩行者を車から守ることはもっと重要だと思います。

例えば、近くの田中小学校の前を通る県道なんですけども、これ旧国道で現在は県道になっていると思うんですけども、西田中神社周辺、あの周辺から田中小学校周辺までの歩道を見ると、こんな歩道があつてええんかなというような、狭くて、でこぼこがいっぱいあつて、田中小学校の近くになると、その歩道に生け垣がだんだん張り出してくるんですね。そうすると、僕も歩いてみたことがあるんですけども、それが邪魔になるぐらい、そういう状況です。ただ、そこは県道です。夕暮れどきにそこを歩くとなると、本当に行き止まりそうなるほど上がったり下がったり上がったり下がったり、その上がったり下がったりというのは、家とか建物への出入り口になっているところが、要するにそこで低くなっていて、それ以外のところは道路面より一段高いという、その構造なんです。

多くの小・中学校や保育所などは、国道や県道などの幹線道路に面して設置されていま

す。朝夕の通学時間帯には、通勤の車が制限速度を超えて走り過ぎていきます。いつ歩行者やら自転車と接触してもおかしくないような道路がそこそこに見受けられます。そこで、もっと歩行者の安全を優先した道路に改良していけないものかと考えます。

車のドライバーが、運転中に見る道路標識には、信号、歩行者信号、停止線、横断歩道、制限速度表示、通学路や道路状況を示す標識やカーブミラー、いろいろあります。交差点の種類や交通量によって、その標識があつたりなかつたりするところもあります。

これまでも、地域や学校などから通学路の安全確保のための要望が届いていると思います。その要望に対してどのような取り組みをしているのか。

例えば、僕の近くで言いますと、西貴志小学校周辺の通学路については、グリーンベルトがつくられました。それ以外では、余り目立ったものはないなと思っています。農免道路や広域農道、その他の新設の道路では信号はほとんどなく、通勤の車の抜け道になっていて、通学の児童・生徒や自転車、地元の歩行者などは車が飛び出のをずっと待っています。しかし、とまってくれる車はめったにないといった状況です。横断歩道を渡ろうとする人がいれば、車がとまらなければならない決まりがあります。和歌山県では、信号のない横断歩道で車がとまってくれる割合は、わずか1.4%しかなく、全国ワースト3位という状況です。

そこで、まず子どもたちを含めた歩行者の安全対策の取り組みについてお聞きしたいと思います。

初めにも述べた地域や学校などから出された通学路の安全確保のための要望には、どのようなものがあつたのか、実現できたものは何か。また、グリーンゾーンやグリーンベルトの設置による効果の検証と今後の新設は予定されているのか。それと、横断歩道の白線が消えかけているところが大変多くなっています。特に、信号もなく横断歩道だけしかないところをよく見かけます。すぐに対応できなければ、対策として横断用の旗の設置や補充を、特に4月の新学期が始まる時期に重点的に進めてほしいと思いますが、どうでしょうか。

新入生が交差点を一生懸命手を挙げて渡っていくというこの姿は、子どもたちが交通マナーを覚えていくスタートの時期にあるのではないかなというふうに考えています。まず、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） それでは、私のほうから教育部所管の部分について答弁をさせていただきます。

通学路の安全確保のための要望にはどのようなものがあつたかとの御質問ですが、主なものを答弁させていただきますと、速度の速い車や交通量が多くて危険な場所において、信号機、横断歩道、通学路注意看板、デリネーターの設置、また速度抑制の路面標記、スクールサポーターによる交通指導の要望などがあります。

また、道幅が狭く、自動車とすれ違った時に転落のおそれがある箇所への転落防止柵の設置や見通しの悪い道路でのカーブミラーの新設、既設カーブミラーの位置調整などもあります。

これらの中には、警察や国土交通省等の認可等をいただかないと実施できない案件もありますが、それらを除けば、ほぼ対策が実現できている状況です。

それと、グリーンベルトについての御質問ですが、グリーンベルトについては車道と歩道が明確に分離できない狭い道路に適用される措置で、歩道部分をグリーンに染めてドライバーに注意喚起をアピールするもので、効果的な手法と言われています。

最近では、平成29年度に西貴志小学校区にてグリーンベルトの路面標記を実施しております。これにより、児童は一列になって車道部分にはみ出さず歩くようになったなど、高い効果を得ていると学校関係者から報告をいただいております。

そういったことを受け、本年度は、粉河、川原、調月の3小学校区でグリーンベルトの塗装を予定しております。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 湯川晃司君。

○建設部長（湯川晃司君）（登壇） それでは、建設部所管の自治区から要望のあった交通安全施設の要望内容と整備状況についてお答えします。

自治区から市道への要望としましては、ガードレールやガードパイプ、転落防止柵などの防護柵、またカーブミラーや路面標示による区画線等の要望がありました。

過去3年の実績では、平成28年度は、85件の要望に対し、防護柵で16件、カーブミラーで66件、区画線で15件の対策を実施、平成29年度では、131件の要望に対し、防護柵で32件、カーブミラーで37件、区画線で13件の対策を実施、平成30年度では、101件の要望に対して、防護柵で12件、カーブミラーで50件、区画線で18件の対策をそれぞれ実施しております。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（登壇） 太田議員御質問の横断歩道の白線が消えた場合につきましては、これまでも随時市担当部署と相談をし、岩出警察に対応を依頼してございます。今後は、情報収集にも努め、市担当部署、関係機関、岩出警察と連携を密にし、整備の要望に努めてまいりたいと考えてございますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、現在、横断歩道用の旗の設置・補充につきましては、住民の要望を区長様に取りまとめていただいたり、学校青少年健全育成等から御要望により横断用の旗を提供させていただいております。

今後は、4月の新入生児童が通学を始める時期に合わせて、教育委員会を通じて学校へ必要箇所を調べていただくよう協力依頼をし、設置・補充箇所を確認、調整の上で計画的に整備することに努めてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 6番 太田加寿也君。

○6番（太田加寿也君）（質問席） ただいま答弁いただきました。グリーンベルトについては、これから設置箇所をふやしていただけるということで、効果もあり非常にありがたいなというふうに思っています。防護柵やカーブミラーも、要望に対して非常によくふやしてくれているなというふうに、これも思います。

ただ、先ほども田中小学校の例を出してもらったんですが、防護柵はあるんです。あるんですが、本当に道幅、歩道の幅が何十センチかなという感じなんですね。その辺も今後の検討課題にさせていただきたいなというふうに思います。

それから、横断用の旗なんですけども、実情で言うと僕もよく見る場所があるんですが、空っぽの状態というのが非常に多いというふうに思います。設置しても、そのうち誰かが持ち帰ってしまってなくなっていくんだろうなと、それはもう予想されることなんですけども、先ほども言いましたように、4月当初を中心に補充していただければ本当にありがたいなと、子どもたちの交通マナーを覚える役に立つのではないかなというふうに思います。

それで、ドライバーから見たときなんですけども、最近道路表面へ車を誘導するための色分け塗装や視覚効果を利用して車に注意を促す、いろいろな塗装がふえています。また、交差点やカーブなどでは、道路上に凹凸のラインが光り、通過すると車がガタガタと振動し、ドライバーに減速を注意喚起させるようになっています。

市として設置できるマークについては、歩行者や登下校時の子どもたちへの安全対策として、交差点や横断歩道の手前などに設置をさらに進めてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 湯川晃司君。

○建設部長（湯川晃司君）（自席） ただいまの交差点や横断歩道の手前にドライバーに減速等を注意喚起させるため、市として何か対策ができないかとの御質問でございますが、以前は信号機のない交差点やカーブの手前などで凹凸のラインに車が振動し、ドライバーに減速を注意喚起させるような対策がとられていましたが、近年は設置する場所にもよりますが、バイクなど二輪車への安全性や隣接する住宅への振動等による騒音などにより、減少傾向にあると聞いております。

また、視覚効果を利用した車を誘導するための塗装につきましては、変則的な交差点では一定の効果がありますが、路面全面に塗装するため費用が高額となります。

比較的安価で効果的な対策としましては、視覚的に道路幅員を狭く見せて減速させるため、外側線やセンターラインの内側に「導流レーンマーク」を設置したり、「この先交差点注意」や「スピード落とせ」等の路面表示で対応している状況でございます。

信号機のない横断歩道の手前には、ドライバーに事前に認識してもらうためのダイヤモンドマークが設置されておりますが、特に交通量が多く危険な交差点や横断歩道には、注意喚起のための路面標示が有効と考えますので、合同点検や自治区から要望があれば警察や関係

部署とも協議し、現地に見合った最善の対策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 6番 太田加寿也君。

○6番（太田加寿也君）（質問席） ただいま答弁していただいた部分、後からもちょっと聞かせていただくんですけども、要するに停止線や横断歩道というのは、市ではできないという、その部分が大きくかかわってくるのなと思うんです。特に、登下校の学校周辺で生徒がたくさん通るところ、それが幹線道路であるために横断歩道がどんどん薄くなっていて、ほとんど消えかけているところというのもよく見かけるわけです。

もう一つなんですけども、初めにも言いましたが、道路がどうも車優先のようにつくられている部分があるところに見られます。歩行者の安全確保のため、例えば、交差点での車優先を示す白線なんですけども、その変更や安全地帯の設置に市として警察などに要望してほしいと思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（自席） 議員がおっしゃられています道路の標識・横断歩道等については、警察関係となります。

ドライバーに対する注意喚起等については、標識がよいのか、道路標示がよいのか、市担当部署、関係機関、地元等とも協議を行い、可能であれば岩出警察へ整備の要望を行ってまいりたいと考えていますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 6番 太田加寿也君。

○6番（太田加寿也君）（質問席） もう一つ、これにかかわって、国の交通安全対策特別交付金というのが紀の川市にも交付されています。どのように活用されているんでしょうかということと。

さっきも言いましたように、学校周辺に子どもたちが集まってくる交差点で、白線など消えかけているところがかかり見られるので、早急に安全対策のために塗り直してほしいなと思うんですが、予算的に増額してでも何とか安全のために進めてもらえないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 湯川晃司君。

○建設部長（湯川晃司君）（自席） 交通安全対策特別交付金につきましては、反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として、市に交付されております。

交付金の活用につきましては、「通学路合同点検」や自治区からの要望に基づき、市道へのガードレールやカーブミラー、転落防止柵、規制を伴わない区画線など市の管理となっている交通安全施設に活用しております。

また、予算が不足しているなら、増額して消えかけている白線の補修をしてほしいとのことですが、市としましては、交付金以上の予算を組み事業を実施しておりますので、今後も限られた予算の中で、消えかけている白線の補修も含め、危険箇所を最優先

に対策し、交通事故発生の防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 6番 太田加寿也君。

○6番（太田加寿也君）（質問席） 最後に、市長にお聞きしたいと思います。

道路の交通安全にかかわる取り組みは、市で取り組める道路と県道、国道など管理が県や警察になるもので、その管轄が別々になっているため安全対策がおくれている道路があります。また、停止線や横断歩道は、市道にあっても警察に要望するしかないし、要望しても県内での順番待ちで、いつ実現できるかはつきりしません。しかし、事故があつてからでは遅いと思います。

また、新しい橋や道路が完成し、車の流れも変わりつつあります。子どもたちを含めた歩行者の安全対策が、今強く求められています。市として、今後どう取り組んでいくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 太田議員の質問にお答えをしたいと思います。

交通事故から大切な市民や身体生命を守るための安全に関する施設整備啓発、指導については、市でという議員申されておりました、市で取り組めるところはしっかりと進めて、また県や警察でやってもらえるところについては、しっかりと安全対策の面で要望してまいりたいと、そう思います。

昨今の事件や事故の状況を踏まえて、今後も地域一帯となって取り組みをすることで、交通事故の防止に努めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（坂本康隆君） 以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時53分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○議長（坂本康隆君） 次に、8番 並松八重君の一般質問を許可いたします。

8番 並松八重君。

まず、プログラミング教育の必修化についての質問を許可いたします。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、プログラミング教育の必修化について、一問一答方式で質問いたします。

小学校におけるプログラミング教育は、平成29年3月に告示された学習指導要領総則において、児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を各教科等の特性に応じて実施することと定められております。

和歌山県教育委員会では、「きのくにICT教育」と銘打って、国の新学習指導要領の2020年度全面実施から1年先行し、県独自のカリキュラムによるプログラミング教育を県内全ての学校で今年度6月から実施しております。

さまざまな課題を発見し、解決できる「情報活用能力」のある人材を育成するとあります。教師が抱えている不安を解消し、安心して取り組めるようまとめた手引書なども公開されておりますが、教職員や子どもたちにとって不安な要素はたくさんあるのではないのでしょうか。

昨年から研修会など実施され、既に学校では取り組まれていると思いますが、本市のプログラミング教育実施に向けたお考えを次の3点に沿ってお伺いいたします。

1、本市の現状と方向性について、2、教員の指導力向上に向けた取り組み、3、今後の円滑な実施に向けた準備について答弁を求めます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） プログラミング教育の必修化について、まず本市の現状と方向性はどういう御質問ですが、和歌山県は全国に先駆け、今年度から「きのくにICT教育」を先行実施していますので、本市もこれに賛同し、既に小・中学校で実施しております。

この「きのくにICT教育」では、小学校を体験期、中学校を基礎期、高等学校を応用期として継続的に「情報活用能力」を育成できるように計画されており、小学校では、1年から4年は特に授業時数の枠組みがありませんが、コンピューターを使わない中で各種授業の機会を捉えてプログラミング的思考を育み、5年から6年については、各学年、年8時間の授業の中でコンピューター等を使ってのプログラミング的思考を身につけていくとしています。コンピューターのソフトを使って図形を描いたり、意図したとおりにロボットを動かす手順などを考えたりしていきます。

また、中学校3年間では、技術家庭科で年25時間の授業の中で簡単なプログラムの作成や双方向通信の仕組みなどを学びます。

今後において、既に実施している本事業について、効果測定、検証等を組み込みながら、より充実したものとなるよう取り組んでまいりたいと考えています。

次に、教員の指導力向上に向けた取り組みとしてですが、昨年度より県教育委員会が研修会議を開いています。小学校に対しては、各校の情報教育主任を対象に2回、中学校に対しては、技術科担当教員を対象に5回実施いたしております。

これに出席した教員が校内研修のリーダーとなり、教員間の情報共有を図っています。また、県より学習指導案集や使用ソフトウェア等操作説明書が配布されていますので、これを活用し円滑に授業ができよう指示を出しているところであります。

しかしながら、子どもからのさまざまな質問や機械の突発的なふぐあいに不安を抱えている先生もいますので「プログラミング教育支援員」を各学校のクラス数に応じて派遣も

していただきます。このような形で、先生方が安心して授業を行えるように、さまざまな取り組みを実施していきたいと考えています。

それから、今後の円滑な実施に向けた準備はどうかという御質問ですが、今年度の実施において、県より「アーテックロボ」というロボット教材を小学校に100台、中学校に64台無償譲渡されました。このロボットを動かすためのソフトを各学校の全パソコンにインストール済みですので、すぐに使うことができますようにしています。また、先ほども申し上げましたが、教員のスキルアップとともに支援員の配備も計画しておりますが、プログラミング教育はまだまだ始まったばかりでございますので、さまざまな課題や問題等が出てくるかもしれません。

今後も県と協力しながら、円滑に実施できるよう取り組んでまいりたいと思いますので、御支援、御協力を、そして御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 先ほど部長から答弁いただいたように、まだまだ始まったばかりのプログラミング教育です。しかし、何事も初めが大事です。新しいことを学ぶ子どもたちにとって、「できる」、「楽しい」を積み重ねる学習が、最初から「もうできない」、「難しい」、「わからない」では前に進みませんし、興味を持って取り組むこともできません。

先生方が、安心して授業を行えるように研修などの取り組みをされるのは当然ですが、問題となるのは、教える側の教師の方の習得度だと思います。小学校の場合は担任制ですから、全ての担任の先生が理解していただかないと、学校によって、クラスによって、習得度が違うというのは避けなければならないと考えます。

学校の現場では、小学校の英語教育も2020年に必修化され、先生方は大変多忙な中であると考えますが、今後、教職員のレベルアップのためにどのように取り組んでいられるのか、再度お伺いします。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 議員おっしゃるとおり、教員のレベルアップは非常に大切なことと考えております。

学校においては、研究授業を初め、校内研修等の場があります。そこにプログラミング教育の実践に向けた自己研さんの機会を設けるよう指導するとともに、教育委員会としても、教員間の情報交換会を開催するなどして、教員全体のレベルアップにつなげていきたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） それでは、最後にお聞きします。

自己研さんの機会を設けるよう指導すると御答弁いただきました。しかし、実際に先生方の中には、興味のある人、興味のない人、得意の人、不得意の人があると思います。不得意な人が、もうできないという状況をつくらずに、孤立することなく教員同士チームに

なって、そしてまた管理職がそれを支えていく、また教育委員会がそれを応援していく体制ができていれば、さまざまな問題・課題に対しては県の協力のもと、迅速に対等できると思います。体制づくりはお考えでしょうか、お伺いたします。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 体制づくりはという御質問ですけども、先ほども申し上げましたが、プログラミング教育は始まったばかりですので、さまざまな問題が出てくる可能性があると思っています。そういったことに対する教育委員会からの具体的な支援策といたしましては、教員間による応援体制、いわゆるTT授業の実施、状況によりましては、教育委員会事務局から学校指導主事の派遣等についても配慮していきたいと考えておりますので、そういった体制強化を進めていきたいと考えておりますので、御理解よろしくをお願いします。

〔並松議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、項目第1を終わります。

次に、地区防災計画についての質問を許可いたします。

○8番（並松八重君）（質問席） 次に、地区防災計画について、一問一答方式で質問いたします。

従来から国の防災基本計画があり、自治体が立てる地域防災計画があります。都道府県の首長がそれぞれの防災会議に諮り、防災のために必要な行政の対応を定めた計画のことです。

それに加え、自治会やマンションの管理組合などの地域コミュニティが災害時の避難方法などをみずから立案する地区防災計画が、東日本大震災で自治体の行政機能がマヒしたのを教訓に、平成25年の災害対策基本法の改正で創設され、平成26年4月に導入されております。地域の特性に応じ、地区の班や活動について柔軟に規定できる制度となっております。

災害発生時には、自治体や消防の公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは自助であり共助であります。この視点に立てば、市区町村よりも小さな地域コミュニティでつくる地区防災計画の必要性が浮かび上がってきます。これからは、観光客に対する防災や災害時の支援体制も必要となってまいります。

災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきかと自治会や企業などが実情に応じた防災活動の計画を作成することで、地域の防災意識と防災力の向上が図られ、市の地域防災計画の一部として提案することも可能になります。このことから、地区防災計画制度の普及は、市全体の災害対応力の向上につながると考えます。少子高齢化が進む中、地域の実情に合った取り組みが求められております。

このことから、地区防災計画制度について、本市はどのように考えているのか、次の3点に沿ってお聞きしたいと思います。1、各地域における地区防災計画策定の現状、2、地区防災計画制度に対して市民の認識、市の認識、また地域への周知方法、3、今後の周

知計画と目標について、答弁求めます。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（登壇） 並松議員の地区防災計画の本市における現状等についての御質問にお答えいたします。

平成26年に内閣府により創設されました「地区防災計画制度」ですが、本市の地域防災計画に位置づけされた各自治区等における「地区防災計画」の策定はございませんが、活動を活発に行っている自主防災組織では、内閣府の指針に沿った計画とはいかないものの、相当充実した計画を立てて訓練を実施している組織も数カ所ございます。

一方、平成30年4月1日時点での状況ですが、全国1,741市区町村の中では、計画を市区町村の「地域防災計画」に反映させている自治区等があるのは40市区町村で、全体の約2%、素案作成に向けて活動している市区町村123を加えても、全体の1割にも満たない状況でございます。

また、和歌山県においても、現在のところ、「地区防災計画」を作成している自治区等はありません。

内閣府が公表しています「地区防災計画ガイドライン」では、計画の作成・運用に当たって、「地区等の全体像の把握」、「課題抽出」、「対策の検討」、「計画の策定と実践による見直し」などを求めております。

地区防災計画を作成している自治区等がある市区町村は非常に少ないですが、それは作成している自治区等が過去に大災害を経験した地域や危険性がある海岸沿いの地域など地理的に被害に遭いやすい地域などで、しかも日ごろから住民等の防災意識も非常に高く、さらに住民等の中に強力な中心となるリーダーが存在する自治区等が「地区防災計画」を策定していると思われれます。

一方、紀の川市は、昨年、一昨年と台風の影響による比較的大きな浸水害や暴風被害を経験しましたが、大地震等による壊滅的な被災やそれに伴う長期の避難所生活の経験はありませんので、市民の平均的な防災意識も決して高いとは言えません。

紀の川市としましては、内閣府の言う「地区防災計画」の重要性は認識してございますが、「地区防災計画」を自治区等に作成してもらう段階にまでは至っていません。したがって、市民の「地区防災計画」に対する認識もほとんどないと思われ、自治区等住民の計画作成する機運もまだまだ高まってはいないのが現状でございます。

このようなことから、現在、市といたしましては、自主防災組織をさらに活性化させることに主眼を置いて取り組んでいます。

平成30年度からは、各支所に安全推進監を配置し、いまだ自主防災組織が設立されていない自治区については、自治区に出向いて自主防災組織の必要性及び設立や組織の拡充に努めてもらっています。また、自主防災組織を設立しているが、活動していない自治区に対しては訓練や研修のメニューを提案し、他の活発に活動している自主防災組織の例などを紹介して、活動に取り組んでもらうよう推進しております。

また、危機管理消防課でも、地域の自主防災組織の活動が形骸化しないように、防災・消防に関するさまざまな研修や訓練のメニューを提案させていただいているところですが、今後は地区防災計画のガイドラインも活用したいと考えてございます。

以上で、危機管理部といたしまして、現在のところはまず自主防災組織の立ち上げとそれぞれの自主防災組織が自発的・主体的に活動してもらえよう取り組んでいるところでございますので、御理解くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま本市の現状について御答弁いただきました。

相当充実した計画を立てて訓練を実施している自主防災組織もある、また地区防災計画のガイドラインの活用したいという御答弁でございました。平成26年に導入されてから約5年たちますが、地区防災計画制度についての認識はおおむねされていなかったということを理解してよろしいでしょうか。

過去に大災害を経験した地域、住民に中心となるリーダーが存在する地域だけが、地区防災計画を策定すればいい、全国的に策定していく自治区は1割ぐらいだから、本市は必要ないと思われるのでしょうか。

本市にとって、過去の災害を教訓にして、防災・減災事業を進められているのと同じくらい地区防災計画の制度を市民に周知することも重要ではないかと思えます。まずは、自主防災組織をさらに活性化させることに主眼を置き、平成30年度より安全推進監を配置して組織の拡充に努められているとお答えいただきました。自主防災活動の中から、地区防災計画策定の機運は、高めるという意味では安全推進監の組織へのさらなる働きかけが大いに求められていくと考えます。

1年経過していますが、成果と課題についてお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（自席） 議員御質問の各支所に安全推進監を設置したことによる成果でございますが、自主防災組織関係では、新しく設置してもらったこと、設立していても活動休止状態であったところが再活動したことでございます。

防災対応については、支所管内の地理に精通しているので、警報発令が予想されれば、事前に危険箇所の確認及び危険箇所の関係区長等に対し、早目の自主避難を勧められるようになった。災害発生時の情報収集がされやすくなった。また、地元との連絡調整がスムーズになり早期対応が可能になった。避難所の開設・運営がスムーズになったことが上げられております。

なお、自治区の課題につきましては、山間部で高齢者世帯の割合が高い自治区や平地部でも新興住宅地が多い自治区、自治区の構成件数が少ないところなどでは、自主防災組織の設立が難しい状況となっております。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 自主防災組織が新しく設立され、再活動しているところもあるとお答えいただき、成果はあらわれていると評価いたしました。

災害が起きると、当初想定したこととは全く違うことが多々起こります。あくまでも住民主体の地区防災計画制度を認識していただく足がかりとして、さらに安全推進監の方々の協力をいただき、全ての自主防災組織、自主防災組織が設立できていない地域が、自分の地域を知る基本であるハザードマップなどを使って訓練、研修をしているのか、また要支援者や危険箇所を住民が共有しているのかなど調査して問題解決につなげていく。また、市民向けには、防災意識や防災活動に関するアンケートを行い、情報収集を通じて防災意識を高めつつ、間接的に地区防災計画の策定に参加していただくといった方法も考えてはどうでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（自席） まず、紀の川市ハザードマップ改訂版については、既に平成31年3月に全戸配布し、紀の川市広報や市のホームページでも市民の皆様に周知を行っております。

各自治区等の自主防災組織、また自主防災組織以外の団体に対しても、防災訓練や研修の申し込みの際にハザードマップを使った図上訓練や活用の研修を積極的に進めており、訓練や研修の際には市職員が出向き、地元の危険箇所の説明や確認を呼びかけております。

なお、各自主防災組織に対して地域の危険箇所を確認しているのか調査をしてはつきましましては、自主防災組織に限定せず、市民に対し自分が住んでいるところの危険箇所を確認しているのかを長期総合計画の施策の進捗状況を確認する年1回の市民アンケート調査で、質問項目を取り入れてもらえるよう、今後関係部署に要望していきたいと考えてございます。

また、市民の防災意識を高めるため、アンケートの件についても、先ほどお答えいたしました市民アンケート調査で防災意識満足度や重要度を確認する質問がありますので、その質問に答えていただくことで、防災の大切さを認識していただいていると考えてございます。

それと、自主防災組織の未設置地区への今後の対応につきましましては、引き続き、本課とそして各支所の安全推進監と協力いたしまして推進していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂本康隆君） 8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 先ほど、ハザードマップを活用した訓練・研修を進め、年1回の市民アンケート調査を充実し、市民の防災意識向上を図ると御答弁いただきましたので、今後に大いに期待したいと思います。

自主防災活動は、想定外の事態に対処できる地域の力を高めることが究極の目標と言えます。各地域の実情に寄り添った周知が必要となりますが、防災活動の一環としてこの制

度を認識していただいて、本市として令和元年の本年度から「地区防災計画の制度の普及・啓発活動元年」と決めていただいて取り組まれるべきではないでしょうか。最後にお伺いいたします。

○議長（坂本康隆君） 危機管理部長 東山壽彦君。

○危機管理部長（東山壽彦君）（自席） 令和元年を「地区防災計画の制度の普及・啓発活動元年」と決めて取り組むべきではとの御質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、紀の川市民の防災意識は以前より高まっているとはいえ、まだまだ壊滅的な被害を受けた市町村の防災意識に比べ、低いのが現状でございます。

だからといって、市といたしましては、市民の防災意識は現状でよいのかとはもちろん思っておりません。議員がおっしゃられる地区防災計画制度の普及につきましては、市といたしまして自主防災組織の新たな設立や自主的・自発的な活動となることを重点的に指導・助言を行い、土台づくりをしたいと考えております。

地区防災計画制度の普及とまではいきませんが、自主防災組織の活動・訓練などで活用できればと考えておりますので、御理解くださるようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔並松議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、10番 大谷さつき君の一般質問を許可いたします。

10番 大谷さつき君。

まず、障害者や高齢者が投票しやすい環境づくりについての質問を許可いたします。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま議長の許可をいただきましたので、障がい者や高齢者が投票しやすい環境づくりについて、一問一答方式で一般質問いたします。

投票は民主主義の基本となる権利であり、我が国では憲法において、18歳以上の国民にはひとしく選挙権が認められています。特に、障害者や高齢者の方など、誰もが投票しやすい環境を整備することが重要かつ必要であります。

2013年公職選挙法の改正により成年被後見人にも選挙権が認められ、自閉症や知的障害のある人の投票参加がふえています。しかし、その反面、期日前投票に行つて投票ができないというような事態が全国的に見受けられることもあり、知的障害者に対する配慮の多様性が求められています。

また、2016年4月には、障害者差別解消法が施行され、合理的配慮などの取り組みが行われています。バリアフリーというのは、投票所における階段などの段差をなくすことだけではなく、ソフト面でも選挙のしやすい環境づくりや整備を整えることが大切だと考えます。現在の投票所の環境は、まだまだ行き届いていないのが現状ではないでしょうか。

投票所において支援を必要とする方々への対応の内容は、知的・精神・発達障害、それぞれの特徴を踏まえた上で、接し方や配慮が必要になります。支援の内容は、人によって異なります。その人に応じた対応をすることこそが、選挙における真のバリアフリーではないのでしょうか。

このような実態を踏まえ、順次、3点質問いたします。

1点目に、コミュニケーションボードの活用についてお聞きします。

コミュニケーションボードとは、話し言葉によるコミュニケーションが困難な方に対して、わかりやすいイラストを指でさしながら意思を伝えることができるツールです。障害のある方への投票支援を目的として、投票所において問い合わせの多い内容についてイラストでまとめ、わかりやすい形で答えを指示することで、障害のある方などに円滑に意思疎通を図ることができるように配慮しています。発声が困難な人であっても、指さしでコミュニケーションの充実を図ることができます。

例えば、候補者がわかりませんとの質問では、選挙公報を貸しますとか、字が小さくて読めませんとの質問では、めがねを貸しますなど、投票所に多い項目の質問と答えをイラストなども交えて何項目も説明しております。文字をできるだけ大きくし、見やすくなるようにA3判ぐらいの大きさのカラーで作成している自治体も数多くあります。

本市も障害者や高齢者の方に投票支援を目的に、投票所の環境を目指し、意思の疎通やコミュニケーションを図るため、コミュニケーションボードを作成したらどうかと考えますが、答弁求めます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長 碓石繁幸君。

○選挙管理委員会書記長（碓石繁幸君）（登壇） 大谷議員の障がい者や高齢者が投票しやすい環境づくりについて、答弁させていただきます。

障害者や高齢者に配慮した投票環境についてでございますが、選挙人の投票機会を確保することは非常に重要であると認識しているところであり、中でも障害者や高齢者の方にとって投票しやすい環境づくりというのは、常に配慮しなければならないと考えております。

障害者や高齢者が投票しやすい環境づくりへの配慮につきましては、これまでもスロープのない投票所への簡易スロープの配備や、高齢者がつまずきそうな小さな段差についても解消を努めておるところでございます。

ただいまの質問のコミュニケーションボードの活用についてでございますが、コミュニケーションボードとは、聴覚に障害を持つ方など、文字や話し言葉によるコミュニケーションが難しい方からのよくある質問や依頼等をイラストでまとめた指さし版のことになります。

これまでも投票事務従事者に対して、投票所に来られた選挙人が気持ちよく投票できるように配慮するよう助言を行ってまいりましたが、このコミュニケーションボードを活用

することにより、より選挙人の気持ちを酌むことにつながるのではないかと考えております。

つきましては、今後、各投票所へのコミュニケーションボードの設置について、先進事例を研究しながら導入に積極的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま御答弁いただきましたコミュニケーションボードの設置については、先進事例を研究しながら導入を積極的に検討するとの御答弁でしたが、活用には有権者への十分な配慮が必要となります。できれば、本年夏の参議院選挙から取り入れていただき、活用すべきと考えます。投票する方への支援だけでなく、投票所の職員の方が障害の特徴や接し方などをよく理解することが大切です。

現在、意思疎通が困難な障害者の方に対し、各投票所へはどのような指導をされていますか。

○議長（坂本康隆君） 選挙管理委員会書記長 碓石繁幸君。

○選挙管理委員会書記長（碓石繁幸君）（自席） コミュニケーションボードの導入時期についても、早急な導入に向けて検討をしてまいりたいと思っております。

また、意思疎通の困難な障害者の方に対する各投票所への指導についてですが、意思疎通が困難な障害者に限らず、投票の管理執行に当たっては、自由・公正・平等の原則に反しないように留意するとともに、投票の秘密の保持に細心の注意を払い、また投票所においては選挙人に威圧を与えることのないよう配慮することに助言し、円滑、かつ気持ちよく投票できるよう配慮してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（坂本康隆君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 次に、2点目に、選挙広報紙を用いて投票補助者とともに別室で投票ができないかということです。

本市の有権者の方ではありませんが、先般の統一地方選において、障害者の方が期日前投票に行ったが、緊張してしまい投票がスムーズにできず、結果、何も書けずに帰ってきましたとお声をいただきました。とても残念です。

身体に障害のある有権者の方は、健常者の有権者と違い投票所に行くだけでも大変です。このような有権者の方の思いと一票の重みをもっと御理解いただき、有権者家族の思いに寄り添った対応の一つとして、選挙管理委員会の投票補助者とともに別室、またはパーテーションで囲むなどの配慮はできないでしょうか。

また、このような対応は公職選挙法で認められていないのでしょうか。各自治体の選挙管理委員会の判断でできるようになれば、ぜひ実施すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本康隆君） 選挙管理委員会書記長 碓石繁幸君。

○選挙管理委員会書記長（碓石繁幸君）（自席） まず、投票補助者とともに別室で投票

ができないかという質問でございますが、投票所とは、役所・学校等の敷地内に設けられていますが、当該施設の全体が投票所となるものではなく、そのうち選挙人と選挙人名簿との対照確認、投票用紙の交付、投票の記載、その投函がなされるまでまとまった区画のみが該当するものになります。

また、投票所内の設備は投票の秘密に注意し、投票管理者及び投票立会人より見通しできるように配置しなければならず、投票管理者及び投票立会人が投票所内の全ての行為を監視できるような設備が望ましいとされております。

投票所には、投票立会人2名、投票管理者1名、職務代理1名、その他事務従事者を数名配置しております。別室で投票するとすると、投票立会人、投票管理者が別室へ移動することになります。また、代理投票の場合、さらに事務従事者2名が投票補助のため別室に移動することになり、その間、別室以外の投票所の機能は停止することになり、投票の進行の渋滞が懸念されるため、別室での投票は困難であると考えております。

また、別室でなくパーテーションで区切るという方法でございますが、周りから見えなようにすることは、投票立会人等からも見えない配置になるため、困難であると考えております。

公職選挙法において、選挙人が別室やパーテーションで囲まれた場所で投票を行うことについての規定自体はございませんが、公職選挙法第1条に、選挙は公正かつ適正に行われることを目的の一つとする内容があります。この達成のため、投票立会人等による各種立会人制度がございますので、別室やパーテーションで囲まれた場所で投票を行うということは、投票立会人がその役割を果たすことできないため、難しいものと考えております。

○議長（坂本康隆君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 次の3点目、障害者専用の投票所の設置についてですが、先ほども申し上げましたが、公職選挙法改正により障害者に配慮した投票方法などが拡充されてきており、障害者が選挙権を行使できる制度面の取り組みが進められていますが、情報が得にくいことや投票所の環境の問題などの理由で、現実には投票に行くことが困難な障害者も少なくありません。

投票所に行くことができない障害者で、一定の要件を満たす方には郵便等による不在者投票の制度があります。指定病院等に入所中の障害者には、病院等での不在者投票制度があります。しかし、このような投票方法の資格を得られない方もたくさんおられます。

このようなことにより、大切な投票機会を断念しないような配慮として、ぜひとも障害者専用及び支援の期日前投票所を本庁の1カ所だけでも、配慮の多様性という意味からも、予約制で設置できませんか。こうした障害者に対する配慮をすることにより、さらなる投票意識の向上にもつながるのではないかと考えますが、執行部の答弁を求めます。

○議長（坂本康隆君） 選挙管理委員会書記長 碓石繁幸君。

○選挙管理委員会書記長（碓石繁幸君）（自席） ただいまの質問ですが、障害者専用の投票所の設置についてでございますが、選挙の手續の混乱を避け、間違いのない選挙を行

われるよう投票を一定の区域を単位として行っており、この投票を行う区域を投票区といいます。

選挙期日における投票所は45カ所あり、それぞれ投票所の区域が投票区となっておりますが、期日前投票は紀の川市全体で一つの投票区となります。

公職選挙法において、選挙人名簿は投票区前に編製しなければならないとなっております、投票区によらない特定の選挙人だけを限定した投票所を設置するということはできないのかなというふうに現状では思っております。

また、投票所への投票日時の予約についてですが、公職選挙法においてそのような制度はございませんので、投票日時の予約の受け付けというのは実施してございません。

電話予約を受け付けるということは、その予約者を他の選挙人より優先して投票させることになり、選挙人に優先順位をつけることは、公正・公平な選挙とは言えなくなるのではないかと考えております。

電話予約がなくとも、大きな待ち時間もなく投票いただけますし、障害者や高齢者の方が気持ちよく投票できるような配慮は変わらず対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま御答弁いただきましたが、選挙管理委員会も公職選挙法にのっとり、最善の取り組みをしていると思います。急速な高齢化が進む中で、障害者だけでなく高齢者も含めた全ての有権者が投票しやすい環境をつくることはますます重要になります。

投票の別室、またはパーテーションで囲んで行うことが困難であることは十分に理解できますが、投票に行っても1票を投じたくても投じられないという声が現実に全国であります。ぜひとも、本市の選挙管理委員会で十分に検討してはどうでしょうか。答弁を求めます。

○議長（坂本康隆君） 選挙管理委員会書記長 碓石繁幸君。

○選挙管理委員会書記長（碓石繁幸君）（自席） 選挙管理委員会としまして検討しましたが、現段階では投票を別室またはパーテーションで囲んだ場所で行うことは困難であると考えますが、今後、法改正等が行われるようなことがあり状況に変化があれば、対応できる可能性もあるのではないかと考えております。

選挙管理委員会では、投票所の秩序保持に努めつつ、有権者に対し余計な緊張感等を与えずに投票できるような環境づくりに努めているところでございます。障害者や高齢者が投票しやすい環境づくりへの配慮につきましては、引き続き事務従事者が障害者や高齢者に積極的に声かけや誘導を行うことにより、より一層投票しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔大谷議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、項目第1を終わります。

次に、小中学生の政治参加と投票意識の向上についての質問を許可いたします。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 次に、小中学生の政治参加と投票意識の向上についてを分割質問方式でお伺いいたします。

同僚議員も以前質問いたしました但、今回は少し角度を変えて質問いたします。

日本で選挙権年齢が変更され、3年目になります。1945年に二十以上の男女となつて以来、70数年ぶりに選挙年齢が18歳に引き下げられました。世界でも、18歳以下に選挙権を付与している国は9割以上で、国立国会図書館が2014年に調査した結果では、191カ国地域のうち18歳までに、中には16歳、17歳で選挙が与えられている国もあるようですが、18歳までに選挙権を付与しているのは176カ国地域となつており、92%に上がっています。日本の選挙権も、ようやく世界水準に達したと言えます。

しかし、一方、初めて選挙を経験する現在の若者への主権者教育も、若者の政治参加の意識を高めるためにも必要だと思ひます。また同時に、選挙運動や選挙活動も認められるようになることから、買収などの重大な選挙犯罪にかかわつた場合は、少年法の特例措置として成人と同様に処罰されることなども知らせておかなければなりません。

現在、全国的にも選挙管理委員会と教育現場が連携して主権者教育をする動きが出てきています。18歳から選挙権はありますが、高校3年生で同じクラスに選挙権持つ生徒と持たない生徒が存在します。また、受験を控えて選挙教材として政治の知識はあつても、政党や候補の公約を判断し、選挙運動もできること、また公職選挙法で禁止されていると知らずにインターネットを使って違法な選挙運動に巻き込まれてしまう危険性があります。投票の大切さと同時に、選挙権を持つことの主権者としての自覚を学んでいく機会をぜひ必要と考えます。

そこで、2点質問をいたします。

1点目は、本市における主権者教育の取り組みは現在どのようにされていますか。2点目は、小中学生に主権者意識を高める教育、政治参加、投票意識の大切さを伝える出前授業を実施してはどうか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） それでは、小中学生の政治参加と投票意識の向上について。

まず一つ目、現在、本市における主権者教育の取り組みはという御質問ですが、紀の川市教育委員会におきましては、選挙権が満18歳に引き下げられ、また令和4年度から成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴ひ、主権者として必要な資質・能力を確実に身につけていくことが必要であると考えております。

紀の川市の小・中学校におきましては、小学校6年生の社会科において、歴史学習に続き、「選挙制度の問題点」、「地方選挙」、「国民主権と選挙」について学習する中で、選挙が政治参加という意味で重要な意味を担っていることや選挙制度について学習しております。

中学校3年生の歴史においては、日本国憲法の制定に伴う男女普通選挙の実施等についての授業を行っています。また、同じく中学校3年生の公民分野においては、日本国憲法・基本的人権の学習に続き、議院内閣制・選挙制度・選挙制度の課題等についての授業を行っています。

さらには、地方政治についても学習し、地方議会や地方選挙・直接請求権について学習した上で、住民運動など住民参加についての授業も行っています。

さらにつけ加えて申しますと、中学校において現在使用している教科書には、コラムとして「誰を市長に選ぶべき」や「X市の市長選挙に立候補しよう」などの選挙の疑似体験をテーマとしたページを設けており、授業でも取り上げております。

そのほか、小学校における児童会選挙、中学校における生徒会選挙の機会を捉え、選挙の意義について指導するなど学校教育のさまざまな機会を捉え、主権者として必要な資質・能力を身につけるべく取り組みを行っています。

次に、もう一つ、中学生に主権者意識を高める教育、政治参加、投票意識の高さを伝える出前授業を実施してはどうかという御質問ですが、公職選挙法が改正となった平成27年度に、打田中学校が「出張！県政お話し講座」の〔「選挙」の大切さを知ろう〕に申し込み、模擬選挙の授業を実施しました。その内容については、平成28年1月の紀の川市の広報紙で紹介されております。そのほかには、麻生津小学校、丸栖小学校、中貴志小学校においても出前授業の実施をしております。

そういった中、最近、出前講座は実施されておりませんが、各小・中学校は授業の進みぐあいや日程が合えば、選挙に関する出前授業を実施したいという意向を持っております。今後、教育委員会としましても、選挙管理委員会とも連携をとりながら、校長会等において主権者教育の重要性について指導を行うとともに、出前講座の派遣についても積極的に広報・啓発をしていきたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 選挙管理委員会書記長 碓石繁幸君。

○選挙管理委員会書記長（碓石繁幸君）（登壇） 大谷議員の小中学生政治参加と投票意識の向上について答弁させていただきます。

公職選挙法等の改正により、選挙権年齢が18歳に引き下げられるとともに、18歳、19歳での選挙運動も認められることになり、買収などの重大な選挙違反をした場合、原則として成人と同様の刑事裁判の対象となります。そのため、参政権の拡大と同時に、選挙や政治に対する未成年者の関心、責任感を社会全体で育てていく必要があると考えております。

小中学生に主権者意識を高める教育、政治参加、投票意識の大切さを伝える出前授業に

についてですが、和歌山県選挙管理委員会と合同で出前講座を実施しているところでございます。

出前講座の内容につきましては、選挙制度の説明、模擬投票、質疑等であります。模擬投票においては、実際に選挙で使用している記載台、投票箱、枚数計算機等を使用し、生徒が実際に触れることで、選挙への興味がわくような工夫を凝らしております。

市選挙管理委員会としましては、市の教育委員会や県の選挙管理委員会とも十分連携をとりながら、学校教育などで政治への関心を高める「主権者教育」の充実に向けて、若年層の政治参加意識を推進できるような出前講座を積極的に実施してまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 再質問はございませんか。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま担当部局から選挙権年齢の引き下げに伴う啓発活動について、出前講座の派遣についても積極的に広報、啓発を図る等の御答弁をいただきました。

最後に、教育長にお伺いします。

今後は、主権者意識を高める教育、政治参画、投票意識の向上のためのアクションが必要ではないかと思えます。

小・中学校での主権者教育の必要性を物語る一例として、ある公立高校4校の生徒を対象にした意識調査があります。この調査では、18歳選挙権について、「必要ない」が多数を占めました。高校生の段階で政治不信や政治的無力感が存在していることのあらわれとして、学識者は小・中学校レベルの早い段階から、本質的な政治選挙教育の必要性を指摘されています。

アメリカやフランスなどでは、両親の政治的価値観が子どもに伝わり、成人に達してから投票行動にも影響を与えることが知られています。親の世代が高い資質を持った有権者になることが、次世代への有権者を育てることにつながります。その意味からも、子どもたちへの主権者教育の取り組みを充実させていく必要があります。

出前講座については、選挙管理委員会の御答弁は積極的に実施できるとの御答弁いただきました。出前講座を小・中学校の実施できる校数を拡大し、毎年実現できるように進むべきと考えます。教育長の答弁を求めます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 大谷議員の再質問にお答えいたします。

部長の答弁にもありましたように、選挙に関する出前講座の実施に関しましては、校長会等において主権者教育の重要性を訴えていく中で、選挙管理委員会とも連携の上、県の出前講座の実施について、学校とも調整を行いながら実施に向けて努力をしていく所存でございます。

ただ、出前授業を実施するためには、他の事業を削り、その時間を充てなければなりません。現在、教育現場においては、防犯教室、防災教室、薬物乱用・アルコール防止教室、禁煙教室、性教育、租税教室、統計出前教室、接遇マナー教室、がん教育、英和教育、講演会等々、年間に外部講師を招いて実施している事業は数多くあり、授業時数確保、学校行事とも相まって、飽和状態であります。

そのため、学校では4月当初に年間指導計画を作成して、授業時数確保に努めていることも御理解願います。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

〔大谷議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

以上で、本定例会の一般質問は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次会は、6月14日金曜日、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会といたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前11時56分）